

内閣委員會議録 第十八号

昭和三十七年三月十六日(金曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

- 委員長 中島 茂喜君
- 理事内田 常雄君 理事堀内 一雄君
- 理事宮澤 胤勇君 理事石橋 政嗣君
- 理事石山 權作君 理事山内 広君
- 内海 安吉君 小笠 公韶君
- 小沢 辰男君 大森 玉木君
- 木村 公平君 久野 忠治君
- 島村 一郎君 高橋 等君
- 辻 寛一君 藤原 節夫君
- 保科善四郎君 田口 誠治君
- 西村 関一君

出席國務大臣

- 通商産業大臣 佐藤 榮作君
- 運輸大臣 斎藤 昇君

出席政府委員

- 通商産業事務官 塚本 敏夫君
- (大臣官房長) 今井 善衛君
- 通商産業事務官 倉入 正君
- (通商局長) 川出 千速君
- 通商産業事務官 八谷 芳裕君
- (通商局長) 樋口 誠明君
- 通商産業事務官 廣瀬 眞一君
- (大臣官房長) 辻 章男君
- 運輸事務官 坂本 信雄君
- (海運局長) 木村 睦男君
- 運輸事務官 木村 睦男君
- (自動車局長)

委員外の出席者

- 通商産業事務官 生駒 勇君
- (通商局長) 長 長
- 運輸技官 木内 文治君
- (船員局教育課長) 長
- 運輸技官 大沢 信一君
- (航空局技術部長) 長
- 氣象庁次長 多田 寿夫君
- 運輸技官 肥沼 寛一君
- (氣象庁予報部長) 長
- 専門員 加藤 重喜君

三月十六日

委員小川半次君、金子一平君及び前田正男君辞任につき、その補欠として木村公平君、小沢辰男君及び久野忠治君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員小沢辰男君、木村公平君及び久野忠治君辞任につき、その補欠として金子一平君、小川半次君及び前田正男君が議長の名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

通商産業省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)
運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九〇号)

○中島委員長 これより會議を開きます。

通産省設置法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。石山權作君。

○石山委員 たとえば、今度の池田内閣の経済政策の中心をなすものが、高度成長政策であると同時に、為替貿易の自由化を機軸にする、こういう考え方だろうと思ふ。それはそれとしてよろしいと思ふのです。ただ、そのことによって非常に優位な立場をとる産業と、そのことによって非常に苦勞をしなければならぬ産業とが、顕著に現われてきている。この現実を理屈ではいかぬわけですが、現実に出ているものをどういふ格好で救済するかということだろうと思ふのです。今までお話しを聞かせておられますと、池田さんにしては、おれにまかせておけと言ふし、池田さんの経済政策の基本をなす開銀理事の下村さんなんか、いまだに非論議に強気で、そういうはずみのあることはあまり気にしておられない。しかし、現実には起きていることは気にせざるを得ないという立場が出ておられます。私たちの周辺を見ます中で、東北地方の場合は鉱山などが大へん多いわけであり、結局、自由化になつた場合に、一番被害を受けるのは農産物だろ、その次に被害を受けるのは地下資源の物資であるだろ、こういうふうな評価をされているわけであり、なるほどそういう傾向が出てきているように見えます。一

ついでに、たとえば銅がトン当たり三十万ぐらいでなければコスト採算割れだといわれていたのが、最近二十八万まで下がつてしまつた。しかし、これを土台にしてやつていこう、だが、これもそういう業界の願望にすぎないのであつて、いざとなつて守られない可能性があるのではないか。今通産省で考へられている点では、二十八万を割るとなかなかやつていけないというので、業界、それからそれに従事している労働者の方が、最近になりまして、労働者の方々のほかに、その地域の自治団体、市町村団体の議会の人々も大へん心配を始めてきて、鉱山局長も御承知でしょうが、大きな鉱山になりまして、かなり長い歴史を持つておられない八割くらいが、その鉱山を主体にした税金によつてまかなわれているというのが実態だろうと思ふのです。ですから、私どもとしては、それを見なつて、いろいろ政策をお立てになつていますが、これで安心したという政策のめどをまだ明示されていないように思ふのでございまして、予算が衆議院を通過した今日でございまして、予算だけは相違なく実施できる段階でございまして、今鉱山局で最も創意工夫をこらしてやつた一つの面として、たとえば弱小鉱山に対する開発面でも、例年に見ない、昨年より三倍以上の額を盛つておる、こういうふうなもの、どういふ格好では、実際その企業体におろして行くのか、あるいはある人に言わせると、これは県を通じて、あるいは地方の通産局を通じておろす、いろいろあるようでございまして、

が、今鉱山局のお考えになつておる実際の金の出し方は、どういふ経路を踏んで下部に落とされていくのか。それからもう一つお聞きしたい点は、当初の予算要求は六億くらいだと思つておりました。それが三億に減つたのとして、大手業者はこの場合御遠慮願ひの、どういふふうな意見も一部承つておられますが、実際の実施にあたりまして、そういうことを本気になつてとつて、実質的には中小企業に対しては、当初の考えと同じく、金額で補助育成ができるのか、その二点をまずお聞きしたいと思ひます。

○川出政府委員 ただいまの御質問についてお答え申し上げます。

まず第一に、今度予算案として提出されております採鉱の補助金三億の交付の手續でございまして、まだ予算は通過してございせんけれども、現在申請を全国の鉱山から通産局を通じてとつておられます、ただいまのところ、その倍の六億くらいの希望が出ておられます。これを交付しますのは、申請をよく審査いたしまして、国が直接企業に交付する、過去においてそういうふうなやり方をしてございまして、今度も同じような手續でやりたいと思つておられます。その際に、通産局は現場をよく把握してございまして、通産局の意見をよく聞きたいと思つておられます。それから通産局は、これは同様に多少のやり方は違ふかと思ひますが、たとえば東北地方におきましては、仙台の通産局は各県と非常に緊密な連絡

をとつておる通りに聞いております。それが第一点です。

それから第二点は、探鉱補助金をどのくらい要求し、それがどういふふうになったのか、その経緯はどうかというお話でございますが、大蔵省に当初要望しました額は八億五千万でございます。この対象は、自由化によって受ける影響というものは、いわゆる中小企業ばかりでなくて、大企業も——大企業といましても、国際的に見れば、日本の鉱山は規模はきわめて小さいわけでございますので、大も中小も含めまして、同じように影響を受けるであろうということで要求をしたわけでございます。しかし、予算の支出というものは、また別の角度から見なければならぬ面もございますので、従来通り中小を重点的にやるというところで、通産省も了承した格好になりました。三億という数字になったわけでございます。

○石山委員 そすると、たとえば資金が実際に業界におろされる場合には、自治団体の県等の機関はそれに何ら関与しないのか、地方の通産局と業界と直結して資金がおろされるのか、その点をも少し明瞭に……

○川出政府委員 たいだいまの御質問の通りでございます。建前として、国が直接鉱山事業に交付するということになっておりました、通産省の地方機関である通産局に鉱山部というものがございまして、これは非常によく現場把握を伝統的にやっておりますので、その意見を聞いてきめるといふことにいたしております。

○石山委員 たとえば秋田のような場合は、たくさんの鉱山があるものですか

から、県も今度のような場合には意欲的に開発に協力をする、こういう態勢を組んでおるようでございます。その組んでおるものの中で、私は地方新聞だけのキャッチの仕方でございますから、確実でないのですが、いささか秋田県としては少し膨大になるような数字を補助金として出す、こういうふうなことがついておるわけですね。その中の一部分というより、半分くらいが、今度通産省が骨を折って作った、例の三億円のうちから、おそらく秋田県に配分になるだろうという想定のもので、その金額を新聞記事等を出しておる経緯があるものですから、もしそうでないといふれば、県にも善処を促しておかないと、労働者やあるいは弱小の経営者から公約をしたということになるのでございまして、私はお聞きしているわけですが、その点では間違いないわけですね。

○川出政府委員 私前に申し上げましたように、交付につきましては、府県とよく打ち合せをしてやっておるわけでございまして、これは実際運用上の面で、手続上協議しなければならぬというふうなことになるわけですね。密接に連絡をとってやっておるわけでございまして、たいだいま各通産局の鉱山部長を呼び集めて会議を開いておりました、東北地方からも出て参りますので、先生の御質問につきましては、早速調査をして参りたいと思っております。それから何といたしまして、東北地方は、金蔵鉱山については、一番日本でも重点度の高いところでございまして、申請を集計し、いろいろ内容を審査いたしますと、東北地方がおそらく相当のウェイトを占めてくること

とは間違いないことだと考えております。

○石山委員 次に、価格のことについてお聞き申し上げたいと思っております。社会党は商工委員会に、支持価格制度と私たちは呼んでおりますが、これを中心にした法案を出しておるわけですね。私は今そのものを力説して、あなたと論議をかわそうなどとは思っておりません。ただ、二十八万円を割ればコスト割れになるという懸念が、ラディカルにあると思うのです。ほんとうに二十八万円を割ればやらないか、このかといふあなたたちの見方、ここを押せばここを援助する、たとえば製法でもよろしい、ここを援助すれば、二十五万円でもやれる、二十六万円でもやれる、こういうふうな見通しがあるのかどうかという点、それからもう一つは、割らせない、二十八万円より下げないのだ、現実的にそれより下げるとちょっと困るから、下げないのだ、下げないようにするにはどういふことをお考えになっていられるか、この二つの点についてお答えをいただきたいと思っております。

○川出政府委員 二十八万円と申しますのは、どうも地金の建値と存じますが、現在、この前まで二十八万八千円をございまして、これは海外相場にスライドをして建値をきめる方針で、鉱山局は指導をいたしておるわけでございまして、現在それでは二十八万円でございます。やっていますか、申しますと、これは非常に山によって違いますが、ある山については現在でも三十万をこえておるところがあります。あるいは二十万円をこえておる、非常に安いコストの山もございまして、

て、一様ではないわけでございます。山のコストを引き下げるには、何がきめ手であるかというお話であります。これはいろいろな合理化の段階があるかと存じますけれども、一番の必要なものは、探鉱を活発にいたしまして、品位を上げることが、最も効果的であろうかと思っております。現在、銅は全国の平均品位が一・二%でございます。これをかりに〇・一%上げますと、これは計算で出て参りますが、ほかの条件が同一であるならば、トン当たり一万数千円のコストが下がるといふことになるわけでございます。探鉱が、特に金蔵鉱山にとりましては、探鉱が一番のきめ手だと思っております。もちろん、そのほかの探鉱過程あるいは製錬過程においても、合理化の余地は十分ございまして、探鉱をして常に相当の鉱量を確認し、どこにどれだけの品位のものがあるかといふことを見ておいて、それによって好況、不況というものは比較的好況、不況というものは比較的好況、不況というものは比較的好況、品位の低いところを掘る、不況の場合には比較的品位の高いところを掘るといふ弾力性を持つておることが、一番肝心かなめのことだと思っております。従つて、昔から鉱山は探鉱には一番力を注いできたわけでございまして、この点が石炭とやや状況が異なっております。探鉱は探鉱しなければわからぬわけですね。探鉱しないでおると、その山は閉山になってしまふ。わかっているものだけを採っておれば、必ず掘り尽くすわけですから、絶えず探鉱をし、高品位のものを採る。そのためには探鉱量を上げなければ見つからないわけでございますので、われわれとし

ては、来年度の予算も探鉱に一番重点を置いて要求したわけでございます。そのほかにも、開発銀行の融資、それから北海道東北開発公庫に対する融資の増ワク、中小企業金融公庫の融資の増ワク、それから中小企業の近代化の補助金、これについても鉱山関係に相当出してもらいたいということを要望いたしておるわけでございます。

○石山委員 予算が衆議院を通つたといつても、まだ成立してないわけですね、その配分が明確にならないので、それから、実際にそれが速効薬になって現われるかどうかという点は、まだ未知数なわけですが、言われているところの探鉱に対する補助とかいうようなことは、今年だけ問題が取り上げられたのではなくて、やはり前々から取り上げられて、今回つまりこれが生きてくるという場合には、それが実数になって現われるか現われなかわかりません。たとえ十の金がなければやらないところ、七か六くらいは、育成にはならなくて、生きていくということには通ずるかもしれない。しかし、これは決して弱小企業の育成になる数字にはならないということなんです。僕ら皆さんの説明を聞いておると、いつもよくなるだろうという錯覚を起すのですよ。りっぱなものですよ。しかし、実際からいって、一年あつて振り返つてみると、さっぱりよくなっていない。よくなっていないといふことは、やはり投資される資金とかがあつたというところだと思ふ。それがたとえ関税方式によってやつてあげようという意見も前々からあつて、石

て、来年度の予算も探鉱に一番重点を置いて要求したわけでございます。そのほかにも、開発銀行の融資、それから北海道東北開発公庫に対する融資の増ワク、中小企業金融公庫の融資の増ワク、それから中小企業の近代化の補助金、これについても鉱山関係に相当出してもらいたいということを要望いたしておるわけでございます。

○石山委員 予算が衆議院を通つたといつても、まだ成立してないわけですね、その配分が明確にならないので、それから、実際にそれが速効薬になって現われるかどうかという点は、まだ未知数なわけですが、言われているところの探鉱に対する補助とかいうようなことは、今年だけ問題が取り上げられたのではなくて、やはり前々から取り上げられて、今回つまりこれが生きてくるという場合には、それが実数になって現われるか現われなかわかりません。たとえ十の金がなければやらないところ、七か六くらいは、育成にはならなくて、生きていくということには通ずるかもしれない。しかし、これは決して弱小企業の育成になる数字にはならないということなんです。僕ら皆さんの説明を聞いておると、いつもよくなるだろうという錯覚を起すのですよ。りっぱなものですよ。しかし、実際からいって、一年あつて振り返つてみると、さっぱりよくなっていない。よくなっていないといふことは、やはり投資される資金とかがあつたというところだと思ふ。それがたとえ関税方式によってやつてあげようという意見も前々からあつて、石

油関税のように目的税によってかなりな成功をおさめておるような部門もある。しかし、これも実際からいって、中小企業、弱小企業をかなり下積みにした形で成功しているというふうに、僕らから見れば見えるのです。それではいけないと思うのです。やはり全体が上がつていく仕組み、弱いところを強くするというような仕組み、こういうものを實際に及ぼさないと、説明にはなつていても、實際は動いていないという証拠だろうと思う。今回の場合も、あなたの説明を聞いていて、私も前に皆さんの方から党のヒヤリング等で説明を聞いておるが、なるほどりっぱなものだと思ふ。だけれども、今までの実績を見ていて、ことしははたしてそれでうまくいくかという疑問点をたくさん持つておる。今申し上げました通り、実際の配分の数字がまだはつきりしていない。おそらくこの論議とてから論議されるべきものだろうと思ふわけですが、僕らの言わんとするところは、やはり政治的なものですか、問題はいつも政治的に見られる可能性があるものですか、ばあつと薄く広くというような考え方がやはり出るだろうと思ふのです。今度の場合、大手を除いて、探鉱費三億を弱小に強く振り向けるというこの態度、これだけはやはり守つていただかなければいかぬのじゃないかと思ふ。それでなければ、探鉱費は皆さんの方の要求したものは、大手を含めて六億だと解釈しておつた。それが三億、半分は減つてしまつて、それに今度また大手が割り込んでくるとすれば、中小、弱小には非常に薄い形で配分になる。先ほど申

し上げたように、それでは生かしておくといいことにはつながらるだろうけれども、育成にはつながらつておらぬ。大企業は完全に押さえる——法律的にはなかなか押さえるにいくでしょう。行政措置ですから、行政措置にはやはり強い態度を示していただかないと、これは省としては決定しておるのだというよう強い態度を示しておいていただかないと、大手だつて苦しいときは苦しい、金詰まりがきていますから。そうすると、なかなか中断しにくい設備もあつて、特に事業資金は必要になつてくる。そこで、割り込んでくる可能性は多分にあると思ふのですが、その点もう一べん御説明をいただきたい。○川出政府委員 通産省が大蔵省に当初要求いたしました補助金の額は八億五千万でございます。このうち、約五億近くが大手だつたと記憶しております。従つて、これが三億になつたわけでございますので、大手、いわゆる産鋼六社に出す余地はないと思ひます。○石山委員 大臣が来ましたから、なるべく大臣を早く解放するように、集約して質問を申し上げたいと思ひます。

今、日本の経済問題で、私は、やはり通産省の方々の御努力によるところが一番多いのではないかと思つております。今景気がいいとか悪いとかという言葉があるのですが、この景気がいいとか悪いとかという言葉の前に、一つの変動期に來ているという事は確かだと思ふのです。変動期に來ているという事に対して不況と感ずる人は、これは油田内閣あるいは通産行政に対して文句を言うだろうと思ふ。それでなく、きのうの参議院の予算委員

会の下村さんの意見を見ると、これは健全な一つの動き方だ、推移だといふうちにまた強く言い切る方もおられますけれども、われわれから見ると、これはやはり不況の一種のはしりだと思つて差しつかえないのではないかと。不況だと言つて、あなたの方でいろいろ文句を言うだろうけれども、はしりだ、芽が出てきたということでは、否定されない事実がたくさん列挙できると私は思ふ。とにかく不況という言葉がいやであるならば、この変動に対してどういう手を打てば安定するだろうか。われわれは安定を欲しているわけなんです。国民生活は低ければ低いなりに、高ければ高いなりに、あまり大金持が利益を得ないような格好とか、物価の変動その他から見ると、生活上の安定を欲しておる変動期が來ておるといふことです。ですから、この変動期に対して、安定を望んでおる国民に、通産行政として、通産大臣として、いろいろ、たとえば景気調整を行なう、過剰設備に対してまた一つの調整を行なつて、いろいろ案を最近お出しになつておるようでございます。三月十四日、通産大臣は、製品の在庫が急増してきて、こういうことを心配されているわけですね。これも変動の一つの現われだと思ふのです。その変動の現われに対して、どういふ手を打ちながら国民が要望している生活安定にこたえようとしておるのか、これはこまかく言へば、切りがない、たぐさんの問題があるけれども、大ざつぱにどういふふうにお考えになつておるかといふことを、この際お知らせ願ひたいと思ひます。

○佐藤國務大臣 今の言葉じりをとつてどういふ言ひわけではございませぬが、経済の変動期という場合の変動期は、石山さんの言われたような景気、不景気ということとは別な意味に私は使つておるわけでございます。これはどういふことかと申すと、いわゆる経済活動の機構が變つてきておるというものが経済の変動期という意味で、たゞいま指摘しているその一番大きな具体的な例がEPCの結成、しかも、EPCが非常に強化された。しかも、これを中心にして、イギリス自身もそれに加入する、あるいはアメリカもこれは無視ができない、こういう意味から経済の一つの変動期に來ている、あるいはまた技術的な革新、そういう意味からやはり経済の変動期に來ている、こういうことですね。このEPCあるいは技術革新等から見ると、最近の形の現われで、あれだけ進んだ国、ドイツでもフランスでも、あるいはイギリスでもアメリカでも、資本合同行なつておる。しかも、国境を越えての経済協力が行なわれておる。これは明らかに経済の変動だ、こういう言ひ方をしておるのでございませぬ。ただ、この変動という言葉には、石山さんが言われるように、景気自身の変動、それをまた変動という形で表現する方もございませぬが、これはなるべく使い分けした方がいいのじゃないか、こういうふうには思ひます。もちろん、国内の景気も今変動しているといふか、動いている。動いていることとは変動じゃないか、こういうことでは、言葉の觀念は、経済の変動という場合の使い方が少し違ひはしないかといふ感じが実はしております。

ところで、本筋の、景気だとか不景気だとかいふ言葉のわけは一体どういふことか。経済が拡大し、どんどん消費が伸びていく、これは確かに好景気ということですが、景気が上昇しておるといふことが言えるでしょうが、それも反対の方向にいわば景気停滞で、これが不況という形でも出てくると思ひます。ところで、経済自身は、下村説を紹介するわけではございませぬが、やはり時期的に短い期間だけとつて、そうしてこの様相はどうだということではなくて、その経済の動きを見ていかなければならぬのではないかと、こういふ考への方が実は強いのではないかと。ことに、日本を初め各国とも所得増加計画をとつておる。日本は所得倍増計画、あるいは外国においては五倍の計画、私、つい二、三日前もラジオでモスクワ放送を聞いておると、チェコスロバキアでは、鉱工業生産が五倍増とかいふような放送をしておる。そういうふうにもどこでも倍増計画を立てて、それが二倍だつたり三倍だつたりしておる。ソ連の計画等を見ても、ソ連の農業が計画通りいかぬからといふので、今一番議論になつておるようでありませぬけれども、そういう倍増計画を立てておるが、この倍増計画は相当長期の見通しのもとに立てなければならぬ。ところが、私どもの考へ方の自由経済のもとにおいては、物事は計画通りいかない。資本主義経済、自由経済の特色であります。計画通りにいかない。その計画は、悪くいへば、目標の数字というふうなことにのみならず、それはどうも腹づもりではないかといふこともありませぬ。だから

ら、自由経済のもとでは、そういう一つの目標を示し、それに諸施策を合わせていくことを実はやってきたのであります。そこで、ここ一兩年の日本国内の経済の動きを見ると、その間に、自由経済の持ついい点でもあるが、同時に欠点も出てくる。それが設備投資の過大というような形になり、あるいは国内消費が急激に伸びて、そうして国際収支がアンバランスになる、こういうような変動を来たしておるといふことです。だから、昨年来、設備投資を抑制するとか、あるいは内需を振興するとか、そういうような方向でぜひとも国際収支のバランスもとり、また、一年で片づける倍増計画ではないから、もう少しテンポをゆるめたらどうかというような話に実はなってきたのだと思っております。ただいまの状況は、今言われておりますが、いわゆる調整に入っているのではないかと、むしろ早く出てくるのではないかと、むしろ見方を実はしていった。大体十一月あるいは十二月、その辺がピークで、それから調整の効果が順次上がって、それから、鉱工業生産も落ちるとか、あるいは輸出入のバランスも順次好転していくとか、あるいは消費も落ちつきを見せるだろうというのを期待していたところが、どうもその通りになつておらない。一月の鉱工業生産も三・八%伸びた、あるいは二月の数字はまだはつきりつかんでおりませんが、電力の消費量などもあまり変化はない。そうすると、鉱工業生産は高水準を横ばいしておるのではないかと、そうすると、調整の段階に入つて、その調整の効果の現われというものを期待した、

それと、今の現状を見ると、相当開きがあるのではないかと。ここに一つ心配がある。これを政府とすれば、今までは一月月の動向だけで計画を変えつつも、あるいはごさいせんといつて、はつきり申しております。まだ私どもは計画を変更するつもりはございませんが、この際とにかく財界の協力を得るよう、実態を十分認識していただくような説明が必要ではないかと思ふ。きよりの新聞などは、経済企画庁は大体調整が三月月くらいずれておるのではないかと、三月月ずれたかどうかは別といたしまして、ただいままでのところ、鉱工業生産が依然として高水準でまわっている。高水準でまわっているが、しかも、品物がどんどんはけて輸出に回るとか、あるいは国内で消費されるなら、けつこうですが、素原料の在庫もいろいろの検討しますが、同時に、生産された物が在庫になつて、在庫も相当ある。その在庫率というものがよく考えなければならぬというのが、経済の全体の動向を推定する一つの材料じゃないか。製品在庫というものをわかりやすく極端な表現をすれば、工場ではせつかく作つたけれども、それが売れない、だから、在庫の形で蓄積される。そうすると、それが金融がつかないことになり、ことに金融引き締めの中でございしますから、なかなか金融がつかなくなる。そうすると、物は作るけれども、それが金にならないというところで、事業自身困る。在庫はある程度なければならぬ。たとえば夏向き用の物は、仕入れは、時期とすれば、三月なり半年前にあるのだ、

そういうことを考えると、冷蔵庫等が今在庫として上がつておることは、これは当然のことだろうと思ふ。しかし、一年じゅうになかなか需要の見通しのないものが供給として蓄積されることは、あまり望ましいことではない。しかし、これは一面に輸出をドライプすることにもなるのです。製品は作つた、国内では金にならない、そうすれば、国外に持つていこう、こういうことになる。それがまたダンピングを招来したり、物価に悪影響があつたのです。だから、今の経済の動き等から見、今日の金融の実態等から見ますと、この辺で、金融をゆるんと締めおりますから、流通資金や運転資金は必ず窮乏になるわけなんです。設備自身は抑制すると言つて、在庫も、だんだん手がけた設備だけはどうしても片づけなければならぬというところ、また、自由化というところがあるから、おれたちはおくれるから、この際設備拡大だ、こういうことで、適正な規模に設備を抑制することもなかなか実現困難である。同時に、せつかく生産能力ができたなら、どんどん作つて製品化して稼働しなければいけない。稼働するということは、それが金にならないけれども、それが金にならなくなる、そこで物価に調整を来たす。いわゆる特価が下落し、混乱がくる。そうすると、不景気というふうなことになるかも知れない。実はこういうことになるわけでございます。そこで、一面から申せば、昨年来の設備増加、これが一年たてば最低六割は生産能力をつけるのだから、国内の消費が減退すれば、生産過剰になる心配があ

るのじゃないか、こういうふうに、今度生産の面から消費をせめてくる議論もあるわけなんです。そこらに経済としてのむすかしきがあるというのです。だから、私どもとすれば、一応調整期に入つた、その調整期に入つての効果をできるだけ短い期間中に上げて、その次の発展というか、拡大の方向に力をいたす、こういうことであらうと思ふ。これが一番議論されておるところでございます。これが一年あるいは半年、さらに短い期間をとつて経済の動向を云々することは、これはちよつと困るということに実はなるのじゃないか、かように思ふ。 ○石山委員 変調期に対していろいろ調整する方法論をお話しいただきましたわけですが、やっぱり一つの変動期であり、変動期の中で経済が動いていっているわけなんです。先ほどの不景気のはしりという言葉は、やっぱり製品在庫が急増しているということが一つの現象だろうと思ふのです。私なども民間の製造会社に従事してはいますが、在庫の数量はその業種によつても違いますけれども、半年以上製品が在庫すれば、これは何と考へても危険です。そうしますと、コスト割れをしてもこれを現金化しなければならぬという努力をするわけですね。そうして、コストを割つたものが少しずつ流れていくというところ、これは恐ろしく言わなくても、不景気のはしりになることは間違いない。さつき内需の問題もお話が出ましたが、これらは、私の方の委員が予算委員会でもそれぞれ話したろうと思ふのですが、内需を育てないやり方でこの場面を切り抜けるということは、いたずらにダンピングという

形に――あるいは海外に対して、ガット三十五条の問題がまだわれわれの眼前にぶら下がつておる、こういう問題をうまく進めない一つの要素になりかねないと思ふのです。 それからも一つ、通産大臣にこの際お聞きしておきたい点は、われわれは自由主義経済だといふ皆さんの言いつつ聞いているのですが、金によつて一つの規制を行なう、こういうものによつて投資抑制を行なうのがこの際よろしいのかどうか。それだけでいくと、私たちに被害を受けるという現象が現われるのではないかと。ここで気がつくのは、いわゆる物、数量によつて規制を行なつていく、規格によつて規制を行なつていくという通産行政が、おのずから浮かび上がつてくるだろうと思つておられます。この場合における通産行政は、どうも金の規制にたよつている面があるように見えてならぬのです。これをもつと物、数量、規格というふうなもので指導していけば、もつとやわらかい、味のある、現実にも即したもものになつていくのではないかと。銀行家だ、お金を貸すときはもちろん工場などを厳格に調べます。調べますけれども、生きた工場を把握することには銀行家にはできないだろうと思ふ。金はそういう性格を持つておるだろうと思ふのです。ですから、大蔵省あるいは日銀に、この際、変動期の困難な場合、特に自由化をかかえておる場合、金の面だけをおまかせしておくと、私は危険だと思ふ。特に中以下の業界は、そのことによつて息がつけなくなつてくるのではないかと。

それからもう一つ、ここで大臣のおっしゃった中で、時期に合った、長い目で見る、こういう景気調整の意見でございしますが、このことは、本年の想定された五・何%かの成長率、これをふくらませてみてもよろしいというふうな考え方、そうすると、これは自由化という一つの前提からすれば、これを緩和することになる。当初の目的通りやるとすれば、この成長率を五%以下に引き下げることになる。その場合とんと摩擦が起るだろう。今政府がお考えになっているのは、摩擦が起きて、いわゆる高度成長というものをぐっと進めていくのだ、これも一つのやり方だろうと私は思うし、ずつと進めていく、伸びていくものは伸びていく、落ちるものは落ちていく、その次にまた上っばり上げていくというやり方だろうと思っておりますが、そういう摩擦を多くしても所期の通りやっていくと努力をなさっているのか、それとも、大前提である自由化に対しては少しく緩和の策をとるのか、国際収支から見れば、これは赤字になって現われます。些少の赤字という言葉を述べた方が、この場合妥当かもしれませんが、いずれにしても、通産省としては、そういう緩和策をとる行政を行なおうとしているのか、この点をお聞かせ願いたい。

○佐藤内務大臣 石山さん、次々に大問題を提起されたのでございます。御承知の通り、経済を拡大し所得倍増をやるといふ際に、池田総理が指摘しておられますことは、やはり経済の拡大は、同時に国民生活を向上させるのが目的なんだ、その国民生活上に寄与する

経済を作るのだ、それには日本国民の生活水準を高めることだ、こういうことを実は申したのであります。この面では、確かに国内消費が今日までの倍増計画、経済の急速な拡大に対応していたと思っております。その国内消費、生活水準が高まるという意味においては、賃金も先が上がったということにございします。そこに国民の購買力ができ、生活が確かに上がったと思うので

で見ると、国際収支も落ちついでくるのではないかとことです。ことしの調整に入った際の一番の目標としては、国際収支の悪化を防ぎよくするのだ、これを第一の目標にしておる。そういう意味では、やはり輸入も抑制せざるを得ないだろうし、輸出もできるだけ伸ばして行く、しかも、国内の消費に支障のないようにしていくということにしなければならぬ。それには設備投資の抑制が必要だろう、こういうことで、設備投資の抑制を何でやるか、それが金融の点になるということにございします。

金融自身は、自由主義のもとにおいてはやはりコモディカル・ベースで考えられることだ、だから、金融自身もそういう立場において処理されるから、これは自然の形で推移するだろう、あるいは金利そのものについては、政府は特別な政策は立っておりませんが、資金量そのものは、主たるものはどこまでも民間資金ということにございします。そうすると、石山さんが御指摘になりますように、大きいものはいいけれども、小さいものは参るのじゃないか、中小企業は困るのじゃないか、こゝろにこそが指摘される。だから、調整期において、中小企業に対する金融は政府が特段のめんどろを見る。三公庫の資金量をふやすことはもちろんのこと、中小企業向けの中金融の実勢というものも十分つかんでおるつもりであります。これは大体今市中金融の中小企業向けのものは、私どものつかんだ数字では、総体の融資金額の四割四分というより多数が出ております。四割四分の数字というものは、過去の例等から見ると、非常に高いのです。三十二年の際は大体四割あるいは四割に近いものになっておる。そういうことを考えますと、今回は、その暮れにおいて中小企業が困るだろうと言われたが、割に困らなかつたという点で越年したのも、これは政府の特段な留意があつた。そういうことを考えますと、金融の面で処置することは、いかに中小企業にシワ寄せがないか、その理論は私認めないわけじゃありません。しかし、適切な処置をとれば、その方向は防ぎ得る、まずそれを防いでいかなければいかぬ、こゝろにふらふらに思ひます。また最近の、さらに中小企業基本法を作れというふうなこと、こゝろにこそ関連してくるわけでもあります。これを、今の調整を金融によらないで、今度は物資でやれ、あるいは規格でやれ、数量でやれ、こゝろにこそお話しをしますが、いわゆる戦時中の物資統制令とか、あるいは物価統制令とか、こゝろに政府自身が一つの権能をもって過去にやつた、これが実はだんだんなくなつて、自由になつたということであつた、自由になつた。これは逆行はしたくない。こゝろが基本の問題になるのです。いわゆる計画的経済のものなら、やはり物資統制あるいは物価統制、こゝろにこそをやるでございしようが、ただいまのところは、そういう統制は経済をほんとうに成長さすゆえんではない、その観点に立つて、統制はほとんど排除してきておるわけでありまして。やはり民間の自主的な規制、これが第一で、そうして金融、これはコモディカル・ベースに乗るものによつて、相互に協

物価は下落の方向にいくと思ふ。現に日本で大産生産をやっているテレビだとか、ラジオとか、あるいは最近の綿製品の価格そのものにして、これは少し金銀が関係してありますが、自動車などにしてはほとんど下がってき

とは、少なくとも石山さんには御理解をいまだきたいことと申す。現在やっておりますことにはいろいろの二律背反あるものもある。しかしその矛盾するものを調和していく、協調させていくところに、実は行政の妙味があるのじゃないかと思ふ。一面、自由化を進めていかなければ、国際競争力がなくなつて日本の産業は没落してしまふの

ところないようでございます。これが去年の初めくらいだと、そんなことはないといふことをかなり強く政府の方方も言い切れる情勢があつたと私は思ふ。今の場合には、どうもそういふふうには言い切れないものがある。しかも、流行性を持つてゐるだろうと思ふ。流行性といふことは、恐慌という

売れるだろう、こういう見通しのもとで設備をし、製品の優良化を急いだらうと思ふ。しかし、どっこい、作つてみたら、なかなか売れなくなつてきたというのが現実です。何といつてもそういうことが現実だと思ふ。製品在庫がふえてきたといふこの現実、これを売りさばくにはどうするかといふことは、今まで私たちが聞いているところでは、やはりアメリカが何として

いふことになるかも知れません。しかし、われわれが学者先生の意見いろいろの問題から見てみますと、皆さんが今金を出した国々、出そうとしてゐる国々は、今の日本の生産性と引き合ひで見比べてみますと、おしそれと品物のほけそうな要素の国ではないようでございます。ですから、ここを育成しながら、われわれ自身が伸びていく

これは非常な魅力になるわけでございます。そういうところから考えると、現在の日本の工業水準も非常に高くなつていますから、いわゆる高級なものがどんどんできるようになる。そうすると、相手国をそういう意味で選んでいかなければならない。アメリカを特にマークしておるのも、アメリカの消費力というものが、私どもは輸出の相手として非常に魅力がある、かように思ふからであります。

それから、今、E.E.C.のお話が出ておりました。関税等のいろいろの問題はありますけれども、E.E.C.が在来の一億七千万からさらに二億五千万にもなるとすれば、これは大へんな人口であり、しかも、その購買力たるや、文化の程度から申しても第一の水準の地域でございますから、こういうところを相手にして日本の商品を売り込むという事は、十分見込みのあることだ、かように実は思ふわけでありませぬ。こういうところに対しては、いわゆる経済外交で日本商品に対する差別の撤廃をせよと云ふか、あるいは差別待遇をできるだけ軽くしてやるとか、あるいは関税差別の撤廃、減税とか、あるいは経済外交を進めていくと云ふことでもありますし、また、非常に地域はよくおるが、各国ともその生活を引上げようと努力しておるのですから、そういう意味からは、東南アジア諸地域に対しては、やはり長期の延べ払いなりクレジットの設定等によつて経済開発に協力してやる、それでお互いに助け合ひ、協力の実を上げていく、こういう方向が望ましいので、これは今日私どもも、東南アジア諸地域に対して、なるほど購買力が今

は非常に小さい、しかも、それらの国々は一次産品を作つて困る国で、国際価格の変動で非常に困る国である、そういうような国の経済の安定成長に協力するというのが望ましいだろう、こういうふうに実は考えておるのではありません。

しばしば対共産圏貿易の話がどうもしないじゃないかと言われますが、ソ連とはもうすでに、三十七年の通商取りきめも、従前に増しての増額でございます。中共とは、ただいまのところ、いろいろ政治問題等がからんで、思うように進んでおりません。これはまことに遺憾であります。しかし、私は、中共との関係におきましても、互恵平等の原則に立つて、政治とは別に貿易の拡大をはかつていきたい、かように思ふわけでありませぬ。ことに、中国大陸とは、古くから歴史的に、また地理的にも、近接している。そういう関係から申せば、おそらく貿易拡大という気持になれば、これはよほど見込みのある地域だ、かように思ふので、経済を拡大していくという立場に立ち、また、相互に経済を通じて各国の国民生活の向上に協力するということも考えられる、これはもちろん無視のできない地域だ、かように実は考えております。

そこで、当面の問題としてどうするか。通商産業省でいろいろ予定を立てておりますが、内閣には最高輸出会議というものがござります。この最高輸出会議をできるだけ早くに開いて、本年度の輸出目標を達成するように、各業界に業種別にじっくりと一つ相談してみ、こういう気持でおります。

これは非常に魅力になるわけでございます。そういうところから考えると、現在の日本の工業水準も非常に高くなつていますから、いわゆる高級なものがどんどんできるようになる。そうすると、相手国をそういう意味で選んでいかなければならない。アメリカを特にマークしておるのも、アメリカの消費力というものが、私どもは輸出の相手として非常に魅力がある、かように思ふからであります。

これは非常に魅力になるわけでございます。そういうところから考えると、現在の日本の工業水準も非常に高くなつていますから、いわゆる高級なものがどんどんできるようになる。そうすると、相手国をそういう意味で選んでいかなければならない。アメリカを特にマークしておるのも、アメリカの消費力というものが、私どもは輸出の相手として非常に魅力がある、かように思ふからであります。

○石山委員　そこで、貿易の問題の中で、私どもも関係のある石油の問題について、ちょっと触れておきたいと思ふのですが、その前に、外国批評の中で、特に私たちが聞いておいていいということがあります。それは日本の経済のすつと終戦以後の動向を見て、日本の経済の成長率というものはすばらしいものだと言つておる。これは手放しにほめておる。りっぱなものだ、しかし、日本の経済の困ることは、不安定だ、安定性を欠いていることだと言つておる。安定性を欠いているために、国民の生活というものが非常に動揺する、人心というものは動揺している。これを今後安定させるというのが目的だろうというふうに言つておるわけなんです。そうすると、日本の貿易をそれから見てみると、どうもそういう点では、安定をするような施策から遠ざかるようなことを今までやつてきたような気がするのでないか。これは終戦後のいろいろな問題あるいは日米経済協力等の今までの関係等、そういうふうにならざるを得なかつたのではないかとおもう。よく見れば言えるだろうと思ふ。しかし、これからは、特に日本の今度のような場合には、やっぱり自由化をするという意気込みでいるのでござりますから、むしろ態度をきちんとして、全世界を相手とする経済の安定をはかるというふうな意気込みでないか、当座の毀譽褒貶だけに執着せずと、アメリカ経済に付属すると言葉でなくとも、かなりに関係が密接になり過ぎて、はたの目から見ると、どうも齒がゆいんだ、こう思われる形態が出る、もっとやり方があるんじゃないかと思ふ。

○石山委員　そこで、貿易の問題の中で、私どもも関係のある石油の問題について、ちょっと触れておきたいと思ふのですが、その前に、外国批評の中で、特に私たちが聞いておいていいということがあります。それは日本の経済のすつと終戦以後の動向を見て、日本の経済の成長率というものはすばらしいものだと言つておる。これは手放しにほめておる。りっぱなものだ、しかし、日本の経済の困ることは、不安定だ、安定性を欠いていることだと言つておる。安定性を欠いているために、国民の生活というものが非常に動揺する、人心というものは動揺している。これを今後安定させるというのが目的だろうというふうに言つておるわけなんです。そうすると、日本の貿易をそれから見てみると、どうもそういう点では、安定をするような施策から遠ざかるようなことを今までやつてきたような気がするのでないか。これは終戦後のいろいろな問題あるいは日米経済協力等の今までの関係等、そういうふうにならざるを得なかつたのではないかとおもう。よく見れば言えるだろうと思ふ。しかし、これからは、特に日本の今度のような場合には、やっぱり自由化をするという意気込みでいるのでござりますから、むしろ態度をきちんとして、全世界を相手とする経済の安定をはかるというふうな意気込みでないか、当座の毀譽褒貶だけに執着せずと、アメリカ経済に付属すると言葉でなくとも、かなりに関係が密接になり過ぎて、はたの目から見ると、どうも齒がゆいんだ、こう思われる形態が出る、もっとやり方があるんじゃないかと思ふ。

○石山委員　そこで、貿易の問題の中で、私どもも関係のある石油の問題について、ちょっと触れておきたいと思ふのですが、その前に、外国批評の中で、特に私たちが聞いておいていいということがあります。それは日本の経済のすつと終戦以後の動向を見て、日本の経済の成長率というものはすばらしいものだと言つておる。これは手放しにほめておる。りっぱなものだ、しかし、日本の経済の困ることは、不安定だ、安定性を欠いていることだと言つておる。安定性を欠いているために、国民の生活というものが非常に動揺する、人心というものは動揺している。これを今後安定させるというのが目的だろうというふうに言つておるわけなんです。そうすると、日本の貿易をそれから見てみると、どうもそういう点では、安定をするような施策から遠ざかるようなことを今までやつてきたような気がするのでないか。これは終戦後のいろいろな問題あるいは日米経済協力等の今までの関係等、そういうふうにならざるを得なかつたのではないかとおもう。よく見れば言えるだろうと思ふ。しかし、これからは、特に日本の今度のような場合には、やっぱり自由化をするという意気込みでいるのでござりますから、むしろ態度をきちんとして、全世界を相手とする経済の安定をはかるというふうな意気込みでないか、当座の毀譽褒貶だけに執着せずと、アメリカ経済に付属すると言葉でなくとも、かなりに関係が密接になり過ぎて、はたの目から見ると、どうも齒がゆいんだ、こう思われる形態が出る、もっとやり方があるんじゃないかと思ふ。

○石山委員　そこで、貿易の問題の中で、私どもも関係のある石油の問題について、ちょっと触れておきたいと思ふのですが、その前に、外国批評の中で、特に私たちが聞いておいていいということがあります。それは日本の経済のすつと終戦以後の動向を見て、日本の経済の成長率というものはすばらしいものだと言つておる。これは手放しにほめておる。りっぱなものだ、しかし、日本の経済の困ることは、不安定だ、安定性を欠いていることだと言つておる。安定性を欠いているために、国民の生活というものが非常に動揺する、人心というものは動揺している。これを今後安定させるというのが目的だろうというふうに言つておるわけなんです。そうすると、日本の貿易をそれから見てみると、どうもそういう点では、安定をするような施策から遠ざかるようなことを今までやつてきたような気がするのでないか。これは終戦後のいろいろな問題あるいは日米経済協力等の今までの関係等、そういうふうにならざるを得なかつたのではないかとおもう。よく見れば言えるだろうと思ふ。しかし、これからは、特に日本の今度のような場合には、やっぱり自由化をするという意気込みでいるのでござりますから、むしろ態度をきちんとして、全世界を相手とする経済の安定をはかるというふうな意気込みでないか、当座の毀譽褒貶だけに執着せずと、アメリカ経済に付属すると言葉でなくとも、かなりに関係が密接になり過ぎて、はたの目から見ると、どうも齒がゆいんだ、こう思われる形態が出る、もっとやり方があるんじゃないかと思ふ。

○佐藤國務大臣　ただいま国産原油あるいは国産系原油としてのスマトラ原油並びにアラビア原油についてのお尋ねでございます。私どもは、これにさらに国産ガス、さらにまた国産石炭、こういうようなことを結びつけて、総合的にいろいろ政策を樹立しておるわけでございます。ただいま石油業法の御審議をいただいております、そういう意味でございます。非常に国際資本というものをおそれた一部の動きのあること、これは見のがすことはできません。一番強く出ておりますものが、自由化に備えてのことだといわれおられますが、いわゆる国内の金属鉱山はこれは別といたしまして、石炭——今春闘という大へんな闘争が展開されつつありますが、石炭の部門、それからまた、国内における御指摘の原油並びにガス、それからスマトラから入つてくる国内資本による原油開発、それとアラビア原油、こういうものもいろいろ考へておるわけでありませぬ。今までのこの国内のエネルギー資源に対しては、通産省として石油の価格の動向を一応想定し、いわゆる合理化の目標をお示しして参つたのでござります。石炭についてはいわゆる五千五百万トン、千二百万トン下というものは、石油がこの辺に下がるだろうという見当でやつたわけでありませぬ。また、国内原油につきましても、六千円を目標にしてこのコストを下げることをいろいろやつておるといふのも、いわゆる国際原油のあり方というものを念頭に置いて実はやつておるわけでありませぬ。ところが、この国際原油の価格というものが、新油田の開発等から見て、世界的に油が過剰生産になつておる、そう

○佐藤國務大臣　ただいま国産原油あるいは国産系原油としてのスマトラ原油並びにアラビア原油についてのお尋ねでございます。私どもは、これにさらに国産ガス、さらにまた国産石炭、こういうようなことを結びつけて、総合的にいろいろ政策を樹立しておるわけでございます。ただいま石油業法の御審議をいただいております、そういう意味でございます。非常に国際資本というものをおそれた一部の動きのあること、これは見のがすことはできません。一番強く出ておりますものが、自由化に備えてのことだといわれおられますが、いわゆる国内の金属鉱山はこれは別といたしまして、石炭——今春闘という大へんな闘争が展開されつつありますが、石炭の部門、それからまた、国内における御指摘の原油並びにガス、それからスマトラから入つてくる国内資本による原油開発、それとアラビア原油、こういうものもいろいろ考へておるわけでありませぬ。今までのこの国内のエネルギー資源に対しては、通産省として石油の価格の動向を一応想定し、いわゆる合理化の目標をお示しして参つたのでござります。石炭についてはいわゆる五千五百万トン、千二百万トン下というものは、石油がこの辺に下がるだろうという見当でやつたわけでありませぬ。また、国内原油につきましても、六千円を目標にしてこのコストを下げることをいろいろやつておるといふのも、いわゆる国際原油のあり方というものを念頭に置いて実はやつておるわけでありませぬ。ところが、この国際原油の価格というものが、新油田の開発等から見て、世界的に油が過剰生産になつておる、そう

○佐藤國務大臣　ただいま国産原油あるいは国産系原油としてのスマトラ原油並びにアラビア原油についてのお尋ねでございます。私どもは、これにさらに国産ガス、さらにまた国産石炭、こういうようなことを結びつけて、総合的にいろいろ政策を樹立しておるわけでございます。ただいま石油業法の御審議をいただいております、そういう意味でございます。非常に国際資本というものをおそれた一部の動きのあること、これは見のがすことはできません。一番強く出ておりますものが、自由化に備えてのことだといわれおられますが、いわゆる国内の金属鉱山はこれは別といたしまして、石炭——今春闘という大へんな闘争が展開されつつありますが、石炭の部門、それからまた、国内における御指摘の原油並びにガス、それからスマトラから入つてくる国内資本による原油開発、それとアラビア原油、こういうものもいろいろ考へておるわけでありませぬ。今までのこの国内のエネルギー資源に対しては、通産省として石油の価格の動向を一応想定し、いわゆる合理化の目標をお示しして参つたのでござります。石炭についてはいわゆる五千五百万トン、千二百万トン下というものは、石油がこの辺に下がるだろうという見当でやつたわけでありませぬ。また、国内原油につきましても、六千円を目標にしてこのコストを下げることをいろいろやつておるといふのも、いわゆる国際原油のあり方というものを念頭に置いて実はやつておるわけでありませぬ。ところが、この国際原油の価格というものが、新油田の開発等から見て、世界的に油が過剰生産になつておる、そう

○佐藤國務大臣　ただいま国産原油あるいは国産系原油としてのスマトラ原油並びにアラビア原油についてのお尋ねでございます。私どもは、これにさらに国産ガス、さらにまた国産石炭、こういうようなことを結びつけて、総合的にいろいろ政策を樹立しておるわけでございます。ただいま石油業法の御審議をいただいております、そういう意味でございます。非常に国際資本というものをおそれた一部の動きのあること、これは見のがすことはできません。一番強く出ておりますものが、自由化に備えてのことだといわれおられますが、いわゆる国内の金属鉱山はこれは別といたしまして、石炭——今春闘という大へんな闘争が展開されつつありますが、石炭の部門、それからまた、国内における御指摘の原油並びにガス、それからスマトラから入つてくる国内資本による原油開発、それとアラビア原油、こういうものもいろいろ考へておるわけでありませぬ。今までのこの国内のエネルギー資源に対しては、通産省として石油の価格の動向を一応想定し、いわゆる合理化の目標をお示しして参つたのでござります。石炭についてはいわゆる五千五百万トン、千二百万トン下というものは、石油がこの辺に下がるだろうという見当でやつたわけでありませぬ。また、国内原油につきましても、六千円を目標にしてこのコストを下げることをいろいろやつておるといふのも、いわゆる国際原油のあり方というものを念頭に置いて実はやつておるわけでありませぬ。ところが、この国際原油の価格というものが、新油田の開発等から見て、世界的に油が過剰生産になつておる、そう

いうこともありましようし、日本の市場がまだ固まらないという意味もありましよう、ただいま日本に対しては非常に競争が展開されておる。そう言うことでもありますので、私も私がお示したいわけの合理化の目標の線とはちよつとけたはずれのものになつておる。そこで、その合理化の目標というものをまた変えるのではないか、これが業界に非常な動揺を与えておる。石炭の場合しかり、また国産原油の場合しかりであります。その国産原油について申せば、一応合理化は進めてきたが、その国際価格の変動、これにはともつていけない。そこで、今言つたように、一体どうなるのかという心配が出てくるのです。ところが、幸い——幸いという、貧乏をしあわせというように、言葉は不適当でございますが、国産原油の量が非常に少ない。だから、その少ない原油でございますから、これを製油会社に、リファイナーに割り当てても、数量が少ないから、比較的たゞいままでは行政指導のもとで引き取つてくれている。私どもは、現在の産額並びに五カ年計画によるガスを含めての二百萬トンというものは、これは十分国内で消化さす義務もあるし、また、見通しも十分ございませう。だから、国産原油はもう一切御心配なさらなくてよろしい、ただ、もう少しわれわれも低利な資金をつぎ込むことにより、合理化を進めることによつてコストは下げていきたい、かように考えます。それからスマートラの石油自身は、これは値段等も相当幅もありませんし、これは数量は非常に少ないのですから、大して問題ではございませぬ。問題になるのはアラビア石油で

す。これはなかなか出油量というか、生産量が非常に多うございませうから、これを今のようなままで各製油会社に引き取れというのにはなかなか困難でしよ。出てきたものがすぐに一千万トンをこすような状況でございませう。今までアラビア石油については、非常に値段が高いということをいわれておるが、値段は高くはございませぬ。これは日本で大体四千五百円程度でございませうから、その平均価格が五千円をちよつと割つておる程度、四千八百円か九百円ぐらいだ、こういうことを考えますと、アラビア石油の四千五百円は高くはない。ところが、一部でこれが高いという宣伝を盛んにされておりますが、硫黄分が非常に多いのだというところを非難する方では言つておる。しかして、この程度の硫黄の含有量は、いわゆるアメリカ製の発電機のものにおいては、アメリカでは許容の含有量でございませう。そういうことを考へると、日本の発電会社が特にりつぱな重油をたくという、そういう過去の経験を持つておるものから、やや心配しておられるようですが、大体日本の発電機の大きいものはアメリカから輸入していらるので、その辺に問題はございません。だから問題は、一部に、国際資本力にどうこうされるという、非常に悲観的な見方もございませうが、今日政府自身が一つの方針を立てていき、そうして国際的な原油についての差別待遇をしない、平等な扱い方をするか、あるいは基本線があれば、米英もいかにいうのが現状でございませう。そういう意味から、私どもも、国内におい

ていろいろな批判はございませうが、石油業法を提案して、ただいま御審議をいただき、一日も早くこの成立を期しておるような次第でございませう。

○石山委員 それから、行政機構の問題について一つお聞きしておきたいのですが、これは三十六年六月に鉱山行政の監察という名目でなされておるわけですが、これは鉱山保安局と公益事業局との対立と申しますが、そのうち特に指摘されているのは、鉱山における自家用電気工作物の、特に変電設備においては、共管のせい、非常に両者の立場がうまくいっておらない、見解が統一されないままに両局が張り合つておる。そして、よく問題が解決されないうち、落成検査を両者から受けさせた。こういうのが行政監察されておるわけ、通産省と大蔵省が張り合つたというなら、これはちよつと話わかるけれども、省内の保安と公益事業の中でこの問題が張り合われて、両者が監督しなければ現場のものがきまらないなどというものは、まことにいかぬと思う。こういうことは、私例を引きたくないので、たとえば東北開発会社のセメントあるいはハードボード、あれなんかも、私はやはり官僚の好みであらうことをやつたと見ているんですよ。許可権、通産省と経済企画庁で共管の問題だと思つておるが、まあ、こういうことは官僚の悪いところの典型的なことだ。大臣はこういう点知つておられますか。これは大臣就任されてからの書類ですよ。

○佐藤國務大臣 私も官僚の出でございませうが、とにかく権限争い、これはもう官僚の大へん悪い点だといつて指

摘されております。ことにただいま御指摘になりました内容、私の耳には十分入つておりませぬ。おりませぬが、もちろん大臣の責任でございませうし、省内の問題でございませうから、十分関係のところに私調整をはかりまして、もう御迷惑をかけないようになしたいと思つておる。

○石山委員 通産省がいろいろな問題を指導される、その任務も重大です。功績もありませう。ただ、今度東北開発の場合のセメントの焼きがまですぬ。これは異例な焼きがまを許可していい。それから福島島のハードボードのいわゆるたけ、日本でいへば、たとえば六尺とか九尺以上でなければならぬ。新尺を規定外のもの指導しておる。市場に出すためには六尺に合わす、三尺に合わすというものを、半端が出るような指導の仕方、そういう機械を据えつけさせ、指導をしておる。民間を圧迫しないという美名のもとにやつておる。こういう実態は、これは大臣もさつきからいろいろなうまいことをおつしやつて、私も三分の一ないし四分の一くらい感心して、そういうこともあるだろうと聞いておるのだけれども、こういうことに関する限りはまことにけしからぬと思つた。大臣はこういうことかいかいことを知らぬと思つておるが、こういうことを下部でやつておることも通産行政の中にあるということですよ。ですから、これらを十分監督するのが大臣の任務である。大臣は知らないかもしれないが、ここには官房長も来ているから、もつと責任を追及したいくらいに考へておるわけですよ。幾ら国策会社でも、そういう許可、指導をすれば赤字が出る。赤字

が出れば、それを何とかしなければならぬというので、苦勞したのが、あの何とかの原因だ。これは私も追及する意味ではない。いろいろの仕事の中にはそういうことがある得る可能性があるわけですね。だけれども、こういうことをやつては困りますよということですよ。十分注意をしていただきたいと思つておる。

○佐藤國務大臣 一般にもちろん注意をして参ります。ただ、今東北開発のお話が出ておりましたが、セメントの製造方法、これはなかなか議論のあるところでありませうし、また、建設費等の関係もございませう。ハードボードの方は私よく存じませぬが、前の方は私が通産省に來てからの問題じゃないと思つておるけれども、これはいろいろ議論があり、現に私の国の宇部セメントなどは新しい方法で非常にうまくやつておる。これが東北へ導入された、かように私は聞いておる。だから、これは一がいには言えないことだと思つておる。しかし、今のお話も、一面、私どもも十分注意しなければならぬ点を御指摘になつたと思つておる。一つ関係局長以下よく指導して、私の重責を果たすようにしたいと思つておる。

○中島委員長 田口誠治君。

○田口誠委員 通産省は、日本のみならず、内外の経済発展に寄与せられておるわけでございますが、そこで、大臣のお見えになりますときに、お聞きしておきたいことは、今問題になつておるが、自動車の生産の制限を行なうことが、交通事情を緩和する、すなわち、交通麻痺状態を緩和する一つの方法として、そういうような世論が高まりつつあるわけですよ。従つて、今日

まで、当面大都市の交通緩和対策として、車種別に規制を行なうというので、路線トラックが夜間でない限り乗り入れができないということに相なっておるのですが、これは、総数からいきましてもわずかに六百台くらいでございまして、七十三万台も動いておる中で、わずかに六百台くらいを規制しても交通緩和にはならない。それで、今世論として盛り上がってきておられますのは、とにかく道路と自動車の不均衡が原因をしているのだから、これを解決しなければならぬ。こういう面から、この際、国民に自動車を買うな、登録はしないということになれば、憲法違反にもなるから、憲法違反にならないものとして、生産の規制ということができるのだから、それで自動車の生産の規制を行なう、それと同時に、道路の拡張計画を行なうことが必要である。こういうことに世論が高まりつつあるわけです。この高まりは、今警察庁が考えておる車種別規制というふうな、こういう公共的な事業をやっておるものを規制することは、政治家としてやるべきことじゃないのだ、こういうことから問題になっておるのであるが、当面降りかかってくるこの自動車の生産規制ということについて、大臣の御意見を承りたいと思っております。

○佐藤内務大臣 大へんおそくなつておりますけれども、御熱心な御審議をいただいておりますので、一言お答えしたいと思います。

ただいまの交通制限について、関係関係が集まりましていろいろ協議しております。その中の一つに、トラックあるいは重量輸送車の制限であると

か、あるいは右折禁止であるとか、いろいろ交通の制限についての話し合いが進んでおる、そのことは、本筋からいって違ふのじゃないかと言われる。その通りであります。本筋からいえば、明らかに違ひます。ただ、問題は、道をよくするといふためには相当の時間がかかります。また、カーブ等の整備にいたしましても、相当の費用と日時を要する。ところが、交通混雑は、実は今日の問題であります。今日の応急対策——これが恒久対策とは絶対に私は思いませんが、応急対策としてそれができ、できるだけ影響の少ない方法はないか、これが関係関係の知恵をしばつておられるゆえんだと思つておる。そこで、トラックの通行制限などは、生産面から申したら、場合によればコストが上がるとか、あるいは非常に緊急を要する場合には支障を来たすとか、いろいろな困難な問題が明らかにあると思つておる。しかし、スピードの違ひものが同時に同じ路面を使うというところに、混雑の原因も実は多分にあるのです。そういうところから見て、できるだけ影響度を少なくしていく、まあ言つたら、どうしたらいいのかということ、ちょっと恒久的措置は時間がかかるから、ああいふ基本線はきまつておるが、応急のものを一つ取り上げてみよ、こういうことで今計画されておるのが、路線の使用禁止であるとか、あるいは時間制限であるとか、あるいは右折禁止であるとか、あるいは地域による駐車禁止であるとか、自動車使用の上から見ますと、いろいろ都合な制限が次々に出てきておる、このように思つておる。これは過渡的な状況としてはやむを得

ないのじゃないかと思つておる。この状況は、同時に自動車の生産制限にまで発展するか、かように考えますと、私はその危険はないと思つておる。今の混雑は、都市を中心にしてということが主であることを考えますと、まだまだ自動車はふえてしかるべきでございまして、いわゆる生産制限ということに触れるのはよほど飛躍じゃないかと思つておる。私はこのように考えておるわけでありまして。

○田口(誠)委員 自動車の生産制限ということは、将来もあり得ないというお考えを披瀝されたのでありますが、現在の交通麻痺の対策は、自動車生産の発展を抑えるということ、道路の建設、拡張をするということ、それから現在の道路を高能的に利用するということが、この三つより方法はないと思つておる。そういうふうなことから、今いろいろと、先ほど申しましたようなことが世論として盛り上がつておるものでありますから、ただいま御質問を申し上げたわけでありまして。

第一類第一号 内閣委員会議録第十八号 昭和三十七年三月十六日

なれないのじゃないかと思つておる。この状況は、同時に自動車の生産制限にまで発展するか、かように考えますと、私はその危険はないと思つておる。今の混雑は、都市を中心にしてということが主であることを考えますと、まだまだ自動車はふえてしかるべきでございまして、いわゆる生産制限ということに触れるのはよほど飛躍じゃないかと思つておる。私はこのように考えておるわけでありまして。

○田口(誠)委員 自動車の生産制限ということは、将来もあり得ないというお考えを披瀝されたのでありますが、現在の交通麻痺の対策は、自動車生産の発展を抑えるということ、道路の建設、拡張をするということ、それから現在の道路を高能的に利用するということが、この三つより方法はないと思つておる。そういうふうなことから、今いろいろと、先ほど申しましたようなことが世論として盛り上がつておるものでありますから、ただいま御質問を申し上げたわけでありまして。

○佐藤内務大臣 田口さんの御指摘の通り、最近、工業の過度集中という事柄が、政治問題になり、社会問題になり、経済問題としても大きな問題でございまして。そこで、いろいろ工夫された結果が、都市の地方分散、地方工業都市開発計画、そういうふうな計画がそれぞれ進められておるのは、御承知の通りであります。ただ、産業の変遷といふことが、変動といふことが、先ほど来石山さんの御質問の中にもございまして、今の農業自身にしても、農業基本法のねらうところは、やはり今の零細農から一定規模の農業への推移だと思つておるが、やはり農業の経営規模の適正化もはかつていく。そうすると、やはりそこに農村の過剰人員といふものがあるわけでは、やはり農村といふことも考えてくると、やはり農村といふ言葉だけでは片づかない実態的なものがあるわけでは、やはり農村

○田口(誠)委員 大臣も時間がたつておるから、この問題について、いろいろお聞きしたいのですが、もうこれで終わりますが、御承知の通り、農業基本法がございまして、やはり五反百姓は首を切られるというところになって、二町五反以上の自立経営という線が打ち出されておる。それから、必然的にこれは都市の方へ流れていくということ、従つて、都市化と工業化といふものが今後問題になっておる。この点についていろいろな質疑応答はまた後日に譲りますが、その点についての行政をお願いして、大臣に対する質問はこの程度で終わりたいと思つておる。

次に、お聞きしておきたいと思つておることは、この法案の中に改正される一つとして、通産省の国際経済協力に関する任務、権限を明確にして、

工場を分散していくという地方の立地条件を十分調査して、そして工場が適当に地方にも分散していけば、これは全体としての経済拡大になるだろう。ことに所得倍増計画で指摘されておる。ところが、産業間の格差の増大、地域間の格差の増大、こういうことが指摘されておる。そういう面から、通産省としては、工業の地方分散ということをいろいろ考えて、そういう指導をしておるわけでありまして。そして、通産省の中に、たゞいま非常に機構が弱いのでございまして、立地指導室といふものがあるが、経験者等の御意見も聞き、立地条件等も調べ、適地適産の方向で産業の分布を指導しておる、こういう状況でございまして。

○田口(誠)委員 大臣も時間がたつておるから、この問題について、いろいろお聞きしたいのですが、もうこれで終わりますが、御承知の通り、農業基本法がございまして、やはり五反百姓は首を切られるというところになって、二町五反以上の自立経営という線が打ち出されておる。それから、必然的にこれは都市の方へ流れていくということ、従つて、都市化と工業化といふものが今後問題になっておる。この点についていろいろな質疑応答はまた後日に譲りますが、その点についての行政をお願いして、大臣に対する質問はこの程度で終わりたいと思つておる。

工場を分散していくという地方の立地条件を十分調査して、そして工場が適当に地方にも分散していけば、これは全体としての経済拡大になるだろう。ことに所得倍増計画で指摘されておる。ところが、産業間の格差の増大、地域間の格差の増大、こういうことが指摘されておる。そういう面から、通産省としては、工業の地方分散ということをいろいろ考えて、そういう指導をしておるわけでありまして。そして、通産省の中に、たゞいま非常に機構が弱いのでございまして、立地指導室といふものがあるが、経験者等の御意見も聞き、立地条件等も調べ、適地適産の方向で産業の分布を指導しておる、こういう状況でございまして。

そして通産局に経済協力部を新設するのだ、こういうことをごさいまするが、国際的な経済協力と申しまして、これはずいぶん幅の広いものだと思ふ。それで、ここにいわれておる経済協力という面は、どの範囲をさしておられるのか、この点を承りたいと思ひます。

○今井(善)政府委員 通産省では、従来から振興部の中に経済協力第一課、第二課、二つありまして、通商経済上の見地に立ちまして経済協力をやっておるのでございます。一つの国の経済協力案件につきまして、実は今外務省、通産省、大蔵省それぞれ協力しながら、経済協力を進めておるのでございます。外務省といたしましては、当然その立場上、外交政策上の観点からその問題を取り上げておるわけでございます。大蔵省としましては、財政上の観点から問題を取り上げておるわけでございます。通産省といたしましては、御承知のように、輸出関係は通産省が包括的にやっておるわけでございます。また、産業界につきましても、通産省が大部分やっておるという関係からいたしまして、一つこの案件につきましてさような観点から取り上げておる次第であります。

○田口(誠)委員 時間がありますので、これはこの程度にしておきます。そこで、一つ重要な問題がございまして、昨年の三十八国会で、三月三十日に、三党共同提案の炭鉱災害防止

に関する決議案が可決されております。従つて、今年ここに通産省の設置法の改正を提案されるときには、この決議案にのつとつて十分な改正を提案すべきがしかるべきかと思ひます。ところが、これを拜見させていただきますと、局は新設をいたしまして、実際に監督する下部機関の構成には何ら手をつけておられないということ、こういうことからいいますと、昨年の決議案が決議として可決されたけれども、何ら通産省の方では重きを置いてあれを考へておられないというようにとれるのです。具体的に申し上げますと、昨年の決議案の内容は六つあります。六つの中で、今質問申し上げる内容に關係のありますのは、石炭鉱業安定政策の確立、二番目には鉱山保安監督行政の拡充強化ということですが、それで、局の設置ということ、幾分拡充強化ということにはなるかと思ひますけれども、上部機関である局を作つて拡充強化をしてみても、実際の監督をする下部機関の強化がなされなければ成果は上がらないわけです。従つて、こういうことから見て、昨年の決議にのつとつてなせもう少し保安行政を強化する提案が今日なされたのか、この点について説明をいただきたい。

○八谷政府委員 ただいま御指摘がございました点につきましては、昨年三月末に国会で決議が行なわれたのことにえまして、一つは監督機構の拡充、それからその人員増によりまして、實際上監督の強化をはかつていく、そういうことをごさいますして、その一つといたしまして、ただいま御審議をお願いいたしておりますように、九州と

北海道に二つのそれぞれの監督局を、昇格をさして設置するというごさいます。これは、いわゆる現地に監督班というのを現在派遣しているわけでごさいます。九州には五カ所、北海道に四カ所でごさいます。監督班の内容の充実をはかるということ、昨年の七月に四十名の監督官の増員が認められました。二名を除きまして、残り全部この派遣班に突っ込んでいただけでございます。さらに、来年度の予算をいたしまして、監督官二十名の増員をお願いしておるわけでございます。そのうち十一名が九州でございます。北海道が九名に九名でございます。これもすべて派遣班の方に突っ込んでいく、こういうふうに、現在はその人員とその宿舎等の施設の拡充をはかつておるわけでございます。さらに、この派遣班を鉱山保安監督署というよりなものに昇格させることにつきましては、これらの陣容の十分な整備充実を来年度中にはかりまして、そのはかられた結果を待つて一つ検討していきたい、こういうふうに考へておるわけでございます。

○田口(誠)委員 部を局に昇格させるというご事は、一つ上部機関の強化をはかられたわけなんです、先ほど来申されましたように、上部の強化をはかられても、実際に実務をとられるところが強化されておらなければ成果が上らないということ、従つて、札幌の保安監督部管内には、夕張、岩見沢、滝川、釧路、これは距離的な面からいいますと、なかなか上部からの指導監督というよりな面、それからいろいろな仕事の状態を報告し、またそれ

れに對して手を尽くすというよりなご事についても、十分にできないと思ひます。昨年の決議案で期待をしておつたことは、これは福岡の田川市におきましたも、また、福岡県の保安監督部の管内には四つあると思ひます。この四つともでなくとも、その重要なところぐらいは、私どもとしてはあまり機構をふやすことは好まないのをごさいますけれども、この鉱山の保安關係については、やはりきつめて重要なことを一昨年来からの事故において認識いたしましたので、昨年の決議案として出されたわけなんです。従つて、単なる駐在というよりなことでなくして、ここには部とか、あるいは署とかいうよりな機関を作つて、そうして監督行政の充実をはからなければならぬと思ひます。ただいまのお答へでは、明年度はそうしたことを提案し、予算化もいたしたい、こういう御回答でございますが、それをしていただくということになりますと、現在の定員をどの程度ふやして、そして、今お考へになつておるところは、北海道と九州の關係はどことどこへさしあたりそうした機構をお作りにならうとしておられるのか、その腹案でもよろしゅうございませうから、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○八谷政府委員 ただいまの現地機関の拡充でございますが、これはただいまも御指摘がございましたように、炭田地帯、特に炭鉱におきました災害が多い。かりにこの調査をいたすにしましても、現場の保存等から直ちに出来ないかなければならぬ。ところが、北海道で申しますと、釧路で起きたときに、札幌から出ていくというよりなご

とになりますと、相当な時間がかかる。さらにまた、巡回監督の効率化というために、ぜひ現地機関は拡充していくというご事で考へておるわけでございます。北海道の四カ所は、ただいまもお話がございました夕張、岩見沢、滝川、釧路でございます。それから九州は、筑豊炭田の飯塚、田川、直方の三カ所並びに佐賀、佐世保の五カ所、全国九カ所に現在派遣班を置いておりました。さらに二十名の増員が認められますと、全部これに突っ込んでいくわけでございます。どこをさらに監督署に昇格していくかということ、この五カ所の炭田のまん中に置いておられます派遣班は、いずれも重要なところでございます。そのうちの一部というよりなことでなくて、九カ所全部昇格させる場合には同時にやつていきたい、こういうふうに考へておるわけでございます。

れと取り組んで、少なくとも次の通常国会には提案の段階までに立ち至っておらなければならぬと思っております。それを、今日まだ調査の段階にあるとか、その体制がどの程度おらないという事は、私どもとしてはやはり了解のできない面があるのです。そういうことから、なぜ提案までの経過に立ち至らなかつたのか、こういう点について、もう少し明快にお答えをいただきたいと思っております。

○八谷政府委員 行政機構の拡充につきましては、いろいろ問題も多岐にわたる中でございまして、もちろん、私ども担当者としていたしまして、一日も早くこういう方向に進まれないことを希望はするわけでございまして、決してこれをおろそかにしたわけではございませんが、まず来年度におきましては、実質上の人員の拡充と、それからその任地におきます家屋、こういう問題の解決をはかるといふことに力を注いだわけではございまして、その充実を待ちまして、至急に行政力を発揮させる意味からも、そういう形を作り上げていきたい、こういうふうな考えでおるわけではござい

○田口(誠)委員 これは今までの政府の悪いくせなんです、一つの決議がなされて、それが実行に移されるまでには三年も四年もかかる場合があるわけなんです。それも毎年同じようなことを追及されて、初めて実現するといふようなことがあり得るわけなんです。それは今申し上げるまでもなく、昭和十五年の二月には、北海道の夕張炭鉱では、ガスが爆発して四十二名死亡いたしましたし、それから同年の九月には、福岡の田川の炭鉱で六十七名やは

り死亡をいたしております。それから昨年の三月九日には、やはり田川の鉱山で七十一名、これは坑内火災事故によって人命を失っております。それから三月の十六日には、福岡県の入幡市の炭鉱で二十六名の死亡、こういうような惨事が重なっておるわけなんです。従って、水害対策なんかとはこれは内容的には違いますが、これは内容は違いますが、重なる場合に出たような惨事が出た場合には、毎年とらされた決議案というものは、毎年とらされておるところの、あの早急に手を尽くさなければならぬ水害対策と同じ性格のものであるというふうにお考えをいただきたいと思っております。そこで、そういう考え方の上に立って、そういう決議案が出たら、さっそく体制を整るべく手を下してやらなくてはならないと思っております。今年には住宅関係で、再来年になれば今度は著に昇格をするといふような、私の方からやかましく言わなければ、おそらく三年くらいはかかると思っております。そういうことであつてはならないと思つて、私は、やはりこの問題は、毎年あるところの災害対策に早急に手を尽くさねばならないといふあの考え方と同じ考え方の上に立って、この保安行政をやつていただかなければ、また同じようなことが発生するわけなんです。この点は、今年出されておらないといふことについては、非常に遺憾の意を表しますと同時に、早急に取りかかつていただいて、これは来年の通常国会にでも提案できるように準備をしておきたいと思つて、こ

○八谷政府委員 一日も早くこういう事実上の拡充、さらに形も整え、名実ともに現地の強力な監督体制が整うというところにつきましては、至急に検討を進めまして、解決するように努力をしたいと思います。

○田口(誠)委員 そういうお答えが私には気に入らぬわけなんです。それで、今努力はしていただくのですけれど、実際にあなたの方で、この秋にはおそろく臨時国会が開かれると思ひますが、それまでには、どれだけ努力しても、今努力はしていただくのですけれど、準備ができていないのか、体制が整わないから提案できないのか、来年度の通常国会には大丈夫であるとか、こういう内容のことをやはりこういう場で披瀝していただきたいと思つて、ただ努力をする、努力をする、毎年努力で終わつては困ると思つて、できなければいけない理由があるわけなんです、私どもも聞きまして、全くできない理由があれば、それはやむを得ないので、ただ努力をするといふような御答弁だけでは、私の質問に対する御答弁としては不満足でありますので、今までできなかったという理由は大體お聞きしましたけれども、今後努力しても、見通しとしてはいつごろになるのだといふような点を、やはりもう少し具体的に内容もこへ出していただいて、御答弁をいただきたいと思つて

○八谷政府委員 関係方面との折衝その他もございまして、ただいま申し上げたようなことでお答えしたわけ

あります。それではいつ提案できるというふうなことは、今ちょっと申し上げかねるのではないかと、その点はお許し願いたいと思ひますが、先ほど申しましたように、昨年の七月から充員をはかりまして、来年度の予算と二回にわたつての充員をはかるわけでありまして、人の充員関係も、相当特殊な技術者を雇い入れるわけではございまして、そういうものと相持たなければならぬわけではございまして、どうも答弁がやや正確を欠くかとも思ひますけれども、至急に進めたいと思ひます。

○田口(誠)委員 答弁のための答弁でなしに、ほんとうに努力をさせていただきますと思ひます。

それから、時間がございませんで、もう一つだけお聞きしたいと思ひますが、アジア経済研究所の関係でございまして、この関係につきまして、今年度も予算の中では、出資金が一億円と補助金が二億七千三百万円というふうに予算化されておるわけでありまして、これはどういふような仕事をされておるのか、そして、今までの仕事の成果としてはどういふような成果があつたか、こういう点をなるべく具体的に御説明をいただきたい。

○生駒説明員 ただいま御指摘のございましたが、これは御承知のように、昭和三十三年だつたと思ひますが、財界、学界の要望によりまして、ある程度効率的な総合的なものを作つて、アジア経済全般に関しまして研究を進めたいという議が起りまして、そこで、最初は自発的なものとして出発したわけでありまして、それが三十五年に特殊法人になりまして、ただいま御指摘ご

ざいしましたように、当初一億、三十六年で一億、それから来年度の予算でさらに一億といふふうな出資をして参つておるわけでありまして、業務の内容でございまして、機構は、御承知のように、所長がおられまして、所長は東京大学の名誉教授の東畑博士でございまして、その所員といたしましては、やはり東京大学の川野教授を委嘱しておるわけでありまして、研究のテーマその他に関しましては、東畑所長と川野教授の指導によりまして研究を続けておるわけではござい

○八谷政府委員 関係方面との折衝その他もございまして、ただいま申し上げたようなことでお答えしたわけ

それから次に調査事業でございまして、この調査にはいろいろの方法がございまして、所員を使つての調査、それから部外者を招聘しての調査といふようなものがございます。それは、国内でそういうアジア全般の調査をいたすわけではございまして、さらに海外の調査をやつておるわけではございまして、これもやはり所員を使い、あるいは外部の人を招聘する、こういうふうなことでございまして、

座談会、そういうものを催しまして、アジア経済の認識を深めるといふことが第五にございます。

こういふようなことをやっておるわけでございますが、それではどんなテーマをやっておるかということになるわけでございますが、三十六年度におきましては、経済開発と貿易取支というテーマを取り上げまして、東南アジアの諸国に調査を進めておるわけでございます。

現在発行されておりますところの書類でございますが、これは月刊の「アジア経済」といふものであります。か、あるいは「アジアの貿易統計」でありますとか、そういうものを除きまして、現在発行されておりますもの二、三を拾って御説明申し上げます。たとへば「インドの労働事情」あるいは「インドネシア糖業事情」あるいは「インドネシア貿易交流機構」あるいは「インド開発と資金問題」その他「中国経済発展の統計的研究」でありますとか、あるいは「アジア第一次商品の基本問題」でありますとか、あるいは「パキスタンの労働事情」でありますとか、こういうようなものが発行されておるわけでございます。

そのほか、一々申し上げますと長くなりますので、省略いたしますけれども、そういう基本的研究を進めております。

○田口(誠)委員 理事会できよりの議事日程もきまつておるようでございますので、そういう予定を勘案して、まだいろいろありますけれども、質問を終らしていただきます。

○中島委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○中島委員長 次に、運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、これを許します。山内大臣。

○山内委員 今度自動車審議会が廃止されることに提案されておるわけでありますが、実は、私は、この時限立法はもう一年くらいは置いてくれという逆の提案がなされるものと期待しておつたところが、廃止されるというところは、今置かれておる自動車行政のあり方からして、はなはだ了解に苦しむわけで、昨年の三月時限立法が切れてから、一年置いてくれという提案に対して、実は私、あとで考えようと恥ずかしいくらい重箱のすみをいじるような質問をしたわけですが、これは当時置かれておる自動車交通事情から推して、むしろ私は叱咤激励の意味で申し上げたつもりであります。ところが、今度これが廃止されることになりまして、この問題の解決し得ない現状において、この自動車行政が、今度どういふふうになるか、この審議会の持つておる使命が引き継がれ、強化され、そして問題を解決していくのか、今後の自動車行政について、一つ大臣からお聞きしたい。

○斎藤国務大臣 自動車審議会は、昨年一年間御延長を願ひまして、その後、審議会において当面の事項について審議をさせていただいております。近く今月中に最終答申をいただける予定になっておりますので、一応の任務が終わったということになるわけでございます。ただ、今日の状況から考えまして、自動車に関連する交通の問題は、ますます複雑多岐になって参ります。

す。従つて、そういう意味からは、あるいは自動車審議会を存続せしめておいた方がいいという御議論ももつたものと存じますが、しかしながら、今後の問題は、むしろ自動車だけというよりは、非常に関連するところが広うございまして、従つて、今後内閣に設置せられまする交通問題審議会で、自動車も含めて十分の審議をしていただくことが適当であろうと、政府はかように考えた次第であります。

○山内委員 自動車審議会にかわつて交通問題審議会、これは主管はどこになるのございませうか。

○斎藤国務大臣 内閣でございます。

○山内委員 そうしますと、運輸省としての自動車行政を放棄したというふうな印象も受けるわけですね。できればそうでなく、私はいろいろあとで質問の中にも指摘したいと思つておるのですが、もっと運輸省がすべての総合的な見地に立つて、自動車行政を改正する必要があると思つて、審議会の使命は一応終つたとしても、問題が解決したのでない。問題はますますこれから先純化していく。こういう立場から、運輸省自体が持つ必要を非常に私は感じております。なぜなら、運輸省自体ですでにいろいろな複雑した問題が出てきて、解決を要求されている点があると思つて、しかし、これは意見を申し上げておると非常に時間もかかりますので、その点はただ御注意だけ申し上げておきたいと思つておられます。

それから、実は一カ年間の時限立法、この一カ年間の審議会の好位置をこの前認めただけですが、その後どういふ仕事をおやりになつておるか、この参考資料の二でもつて注見いたしました。

が、これによりまして、いずれも半端ですが、三つばかり問題が一応解決はしておるわけですね。たとえば、八月二十三日に合同部会の中間報告が一べん、それから保安部会で自動車の検査制度のあり方と、それからもう一つは、最後の答申であるトラック輸送の問題、こういうことで、せつかくあのときあれだけいろいろ申し上げて、この成果を期待しておつたのであります。ところが、その成果を十分に見ないでこの審議会がなくなつてしまふというところは、私は非常に残念な気がするわけですね。そういうことで、ぜひ行政の面でこれから一つ問題を解決していただきますと、自動車事故は大へんなことになつて参ることは、申し上げる必要のないほど痛感されておると思つておられます。これを一べん希望を申し上げておきます。

それから、あのときに一つ議論になつたのですが、現在陸運事務所が都道府県の知事の部局になつておる。このことは、私はよくない、これは運輸省に返すべきものだ。都道府県がそれぞれ自分で所管しておつても、もう自動車は青森から九州までトラックが走る時代なので、そういうとき、こまかい都道府県の小さいところにはまかしておいても実効は上がらぬ。そして、そのことは、決して地方自治体の権限を縮小することになるのではないから、自治省は思い切つてこれを放した方がいい。そして、一元的な計画を立てるべきだといふ私の意見も交えて、所信を聞いたわけですね。ところが、その当時、大臣も、それから行政管理庁長官も、もうおわかりになりまして、二人とも、このことは

確かにその通りとお認めになりました。その後、どういふふうな作業を進められたか、どういふ方針でおられるか、承りたいと思つておられます。

○木村(豊)政府委員 陸運事務所の運輸省直轄化の問題につきましては、一昨年来関係者の間におきまして、この実現方に努力をして参つておるのでございまして、たまたま当時内閣が更迭いたしましたり、あるいは責任者がかわりまして、話がとぎれとぎれになつて参つておつたわけでありまして、昨年来この仕事を引き受けましてから、引き続きましてこの実現方についていろいろ検討して参つておるのでございまして、何しろ、この問題は、御承知のように、運輸省だけの一存でできかねる問題でございまして、関係各省とも十分意見の調整交換をやって実現をはからなければならぬ問題でございまして、今国会にこれが実現するためまだ時期が熟さなかつたことは、大へん遺憾でございます。引き続き努力をいたす所存でございます。

○山内委員 いろいろな障害があつて実現を見ない、しかし、基本方針としては運輸省に移管する方針だ、そういう御答弁であるわけですが、そのいろいろな障害といふものを私はあの当時指摘しておつた。これは、官庁のいわゆる張り争ひの一番の標本だ、もうそういうことを捨てて大局につくべたたという見解を持つておつたわけですね。おそらく今の御説明でも、そういうところの障害が災いしておるのだらうと思つておるわけですが、これは、大臣におかれても、ぜひ一つ大所高所に立つて、早期に実現するように御希望申し

上げておきたい。この点について、また大臣に御見解があったら承っておきます。

○斎藤國務大臣 運輸省といたしましては、たゞいま木村自動車局長から答えた通りでございますが、御承知の通りに、今日の交通状況等から、交通行政の一元化の問題も起こっております。また、もう少し範囲を狭めまして、自動車行政の一部を警察に移したらいふ議論も出てきております。機構の問題についてはいろいろ議論が行なわれておりますので、これだけ切り離して特に今急にとりかかるとは、支障を踏み切つてまでやるのはどうであらうかと考へて、そういう全体的な構想とあわせて考へていくべき筋なのであらう、かように考へております。

○山内委員 その点は、その程度で了解いたします。

次に、電波法が提案されました、これが通信委員会の方に、あるいはそれに伴う船舶職員法の改正が運輸委員会に審議中であり、私は、その内容についてとやこう今ここでお聞きしようとは思いませんけれども、この二つの法律は、気象庁の立場からすると、何か気象庁は、だんだん気象業務の拡充強化、充実に企図して、そうして的確に、しかも迅速に、いろいろな気象を国民全体に周知徹底させる、いわゆる拡充強化の方向にあるべきものが、この電波法の改正によって縮減されていく、そういうところの障害になる、私はそう考へております。そういうことで、気象庁は、この電波法の改正をどういふふうにお考へになつておられるか、また、これは大臣からも御答弁い

ただきたいと思ひますが、この相反する法律が今出されておる、このことについて御見解を承りたいと思ひます。

○多田説明員 まず、運輸省における気象庁という立場でございますが、御案内のように、現在外国航路の通信士は三名おります。今度の改正によりまして、暫定期間二年の間に期して二名、法律が実施された三年の期間後におきましては通信士が一名ということになるわけであり、まず二名になつた場合においては、現状とほとんど変わりがないという点で、これに對して気象庁として特別な措置をする必要はないと考へております。多少の法律の勵行をお願いするといふ観点はございませぬ。

それから、法律の実施後においていろいろ対策を考へなくちゃいけないという問題がございませぬが、運輸省内でも、気象庁といういろいろな点で相談しまして、一つのきちつとした対策といひますか、できておるわけでございます。というは、われわれの方としましては、結局におきまして、広い太平洋海域のうちで、一定の海域をわれわれが持つ立場にございませぬ。それはWMOの立場、それから一方は、今山内委員から御指摘されましたように、一つの災害防止ということに気象庁は非常に大きな責務を負わされておられます、その両方の立場から、ある程度の人數になつた場合でも、われわれとしてはこの程度の通數なら確保できる。一日四回のマップ・タイムの一定の通數は確保していくという線は堅持しておるわけでありませぬ。それから、そういうとき以外の、いわゆる台風等異常時の気象におきましては、そういうことにかかわらず、

いかなるときにでも打つていただくという、この二つの原則を立てまして、これはこの法律改正後におきましては、はつきりわれわれの方でその線は打ち貫いていくという点で、対策は講じられておる、こう存する次第であります。

○斎藤國務大臣 たゞいま事務的な対策は説明員から申し上げましたが、それで大体御了解いただけたいと思ひますが、私の考へ方といたしまして、今電波法なり船舶職員法で、一定の船は三名以上の義務を負わせておりますが、国際航路に従事しておられる外国の船の状況を見ますと、少なくとも法律の最低限度は一名になつておる。従つて、私は、船会社に負わせる基準といたしましては、国際並みでございませぬ。日本の気象という特殊事情に基づきます措置は、これは会社の責任においてやらせるべきでなく、政府の責任においてやらせるべきである、かように考へておられますので、その諸施策は今事務当局が申し上げた通りでございます。

○山内委員 これは、内閣委員会で審議するにはやはり不適当な電波法の問題で、今その委員会で審議中ですか、私はあえてそのことの内容は詳しくは申し上げません。ただ、私は、今くは申し上げませんが、ただ、私は、今の御答弁の中から大臣に少し御注意申し上げておかなければならぬことは、三名の通信士が一名になるといふことになりませぬ、三分の一、将来この三倍の人間を急に首を切るとか何とかいうことは抜きにいたしまして、人間がそれだけ必要でなくなる、機械がとつてかわるわけでは、従つて、事務

的な答弁があつた通り、いろいろな法的措置によつてその不足分は補えるかもしれないけれども、そういう特殊な技術を持つ通信士というものが、もう将来だんだん要らなくなるんだ、人の面を充たできないということ、一つの行政上の障害になるということだけは知つておいていただかなければいけない。これが、通信士が大きい社会的にだんだん養成されていく時代ならば、秀才もだんだんこへ入つてくるでしょう。また、たぐさんの人の中から、こういうあなたの方のような氣象事務を監督する人も出てきて、そこから初めてりつぱな行政も生まれてくるのです。人が養成されない、人が要らなくなつてきたところからは、い行政は出てこないと思ひます。そういう意味で、これは特に國際的なことを含めていひますけれども、太平洋のようない何日も相手方の船も見ないところの航海と、この沿岸の四六時中——これは世界的にも非常な危険区域といわれておる。いろいろ申し上げたいことがあつておるけれども、そういう中で、はたして人間を減らして機械だけでも充たできるかどうか、この点も一つあわせて考へていただきたい。申し上げたいことはたくさんありますけれども、まあ、きょうはその程度にとどめたいと思ひます。

それから次に、共産國との氣象通報の關係なんです、天気予報が当たるか当たらないかといふ責任は、向こうからの情報を詳細に得られないことからの障害になつておる。これは戦前、戦後を比較してどういふ關係になつておるのか、今後の見通しはどうなのか、どういふふうな交渉が進めら

れておるのか、國の方針などを開かしていただければけっこうです。

○多田説明員 私がちょっと概括的にお話し申し上げまして、お許しを得まして、あとで肥沼予報部長を呼んでおりますので、実情をお聞き願ひたいと思ひます。

今の共産國との氣象資料の問題でございますが、これは、問題を二つに分けて考へた方がよいのじゃないか。一つは、隣國としてソビエト連邦、もう一つはいわゆる中華人民共和國、この二つがございませぬ。そのうち、ソビエトの方とは、御案内と思ひますが、世界氣象機關といふのがございまして、これにソビエトも入つておられて、一日一定時、二回でございませぬが、氣象資料の交換をやつておられます。世界の氣象は、おのおのわかるよりの仕組みに北半球においてございませぬ。そういう実情でございます。

それから中華人民共和國の氣象資料については、御案内のように、國交も開かれておりませぬし、実はそういう組織、組み立てといふのはできておるけれども、組んでおるけれども、これはあとで予報部長から説明していただけたらと思ひますが、中華人民共和國自身におきまして、すでにかなり氣象關係が発達しておるのでございまして、それが国内に放送しておる。それを日本側は傍受するといふ形でできておるわけでございます。その内容は、もう少し詳しく肥沼予報部長にお話し願ひたいと思ひます。

○肥沼説明員 中共地区の氣象通報は、昭和三十年前までは全然ございませぬ、あのときに、天気予報に非常に困るといふことが新聞に出ま

たので、その点を御懸念のことと思ひますが、二十九年に気象庁長官が中共へ参りまして、そのことを申し上げて協力を依頼したのでございます。その後、三十一年だつたと思ひますが、中国では気象放送その他をかなりやっていたのでございますが、暗号でございまして、その暗号書が三十一年に日本に送られて参りまして、これは日本と香港だけだつたようでございますが、それ以来、中国の資料は、よその国と同じように使える状況になりました。

ただし、今のところ、中国は国連に入っておりません。従いまして、WMOに加盟はしておりませんが、独自に変え得る立場にはございまして、現在やっておりますのは、WMOできめた線ののつた方式でやっております。従いまして、私ども現在不便はしておりません状況でございます。

○山内委員 ちよつと事務的なことになりませんが、いつでも国会で多少問題になるのですが、今度また気象庁の研修所が大学になることになりました。このことは、私はきわめて大事なことだと思つております。大学になってから、いや図書が足りないとか、いや学校の先生が少なくてとか、校舎が悪いとか、あとから問題をもち込む。今度の研修所はどこに置かれて、どういふことをやせていただいて、表としては承知して参りますけれども、将来どういふことを拡充、計画しなければ大學としての充実が期せられないのか。御承知の上でやるならば、やはり国会にも周知さしておく必要があると思つております。

○多田説明員 お答えいたします。

気象庁研修所は、現在千葉県の柏市にございまして、実はこれは昭和二十六年四月までは、御案内かと思ひますが、気象部内としての気象技術官養成所というのがございまして、これは旧専門学校令によつて専門学校とされておつたわけでございます。それが廃止されましたので、部内としてこの研修所を作つたわけでありまして、内容としましては、短期大学程度の基礎教育、それから気象業務に従事するに必要な専門教育、この二つを昔からやっております。実力としましては、端的に申しますと、その辺にありまして、大学よりははずつと実力はございまして、中身としましては、高等部といふものが中心でございまして、これが三十名。あと、普通科、専科といふものがありまして、普通科が約五十人程度、それから専門的なものが八十人。後者二つは部内から選ぶことになっております。それから高等部の方は、人事院の試験によりまして、高等学校を出た者から理科方面の好きな者を採用しまして、毎年十五名、一年、二年で合計三十人。非常に試験もむずかしくなりまして、おおむね十人に一人ぐらいの難関でございまして、簡単でございますが……。

○山内委員 今度、増員が千三百三十名出されておりますが、これは要望されておつた定員外職員の定員化のことなんです。純増ですか、その辺の内訳と、なお、このほかに定員化すべき職員がどれくらい残るのか、数を……。

○廣瀨政府委員 定員の増加千三百十三名の内訳を申し上げますと、この中で定員外職員が定員化されるものが千六百八十八名でございます。定員外職員の関係はさらに申し上げますと、現在定員外の職員が千三百八十三名おります。今回で千六百八十八名定員化されるわけで、未定員化のものは二百五十五名ということになります。大部分のものは今回定員化されることになりまして……。

○廣瀨政府委員 行政管理局が個々の職員につきましてこまかい調査をいたしまして、たとえば三十七年度末までに明らかに事務または事業の廃止または終了のもの、あるいは事務量から見まして明らかに過剰と思われるもの、明らかにパート・タイム的なもの、あるいは期間的な雇用関係のもの、国費以外の費用で雇用されている職員、あるいはまた福利厚生関係等の職員、こういうものは定員化は適当でない、こういうふうに行政府理庁が判断されましたが、大体そういうものが二百十五名でございます。今回で大体定員化というものは一応終わるのではなにかというふうに行政府理庁の方から聞いております。

○山内委員 将来なくなるものに置く必要もないのですから、その点の事務量やそういうことについては、議論の余地もあろうかと思ひますが、申し上げませんが、この福利厚生関係が定員化できないという考え方はどうなのか、おわかりでしたら、職種別で一つ……。

○廣瀨政府委員 福利厚生関係の職員と申しますのは、寮の管理でありますとか、あるいは美容、食堂等の勤務でございまして、これは、今後大蔵省が中心となりまして共済方式の改定を考へるといふことで、今回定員化は保留になったものであります。

○山内委員 問題はまだまだたくさんありますけれども、本会議の時間も追つて参りましたので、これで質問を終わります。

○中島委員 これにて質疑は終了いたしました。

○中島委員 次により討論に入るのではありませんが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたしません。運輸省設置法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中島委員 起立総員。よつて、本案は可決いたしました。

○中島委員 次は、通商産業省設置法の一部を改正する法律案について、これより討論に入るのであります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。通商産業省設置法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中島委員 起立総員。よつて、本案は可決いたしました。

○中島委員 次は、通商産業省設置法の一部を改正する法律案について、これより討論に入るのであります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。通商産業省設置法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

昭和三十七年三月二十四日印刷

昭和三十七年三月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局